附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、銀行法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。

（銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この府令の施行の日（以下「施行日」という。）から改正法附則第二条第四項に規定する政令で定める日までにおける第一条の規定による改正後の銀行法施行規則（以下この条において「新銀行法施行規則」という。）第三十四条の六十四の十七、第三十四条の六十四の十七及び第三十四条の六十四の十九の規定の適用については、新銀行法施行規則第三十四条の六十四の十六中「第二条第十七項各号」とあるのは「第二条第十七項第一号」と、新銀行法施行規則第三十四条の六十四の十七中「電子決済等代行業者は」とあるのは「電子決済等代行業者（法第二条第十七項第一号に掲げる行為（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）を行うものに限る。以下この条、次条及び第三十四条の六十四の十九において同じ。）は」と、新銀行法施行規則第三十四条の六十四の十九第一号中「電子決済等代行業の」とあるのは「電子決済等代行業（法第二条第十七項第一号に掲げる行為（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）を行うものに限る。次号において同じ。）の」とする。

（信用金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　施行日から改正法附則第二条第四項に規定する政令で定める日までにおける第三条の規定による改正後の信用金庫法施行規則（以下この条において「新信用金庫法施行規則」という。）第六十四条、第九十九条の四及び第九十九条の八の規定の適用については、新信用金庫法施行規則第六十四条第五項第二号の三中「以下」とあるのは「第九十九条の四第一項、第九十九条の七及び第九十九条の十一を除き、以下」と、新信用金庫法施行規則第九十九条の四第一項中「同条第一項に規定する信用金庫電子決済等代行業者」とあるのは「信用金庫電子決済等代行業（法第八十五条の四第二項第一号に掲げる行為（第九十九条の二に掲げる行為を除く。）を行う営業をいう。第九十九条の七及び第九十九条の十一において同じ。）を営む者」と、「第九十九条の十六」とあるのは「次項第一号、第九十九条の十六」と、「以下同じ」とあるのは「以下この項及び次条から第九十九条の十三までにおいて同じ」と、「第八十五条の四第二項各号」とあるのは「第八十五条の四第二項第一号」と、同条第二項第一号中「に対し」とあるのは「（法第八十五条の五第一項に規定する信用金庫電子決済等代行業者をいい、法第八十五条の十一第六項の規定により信用金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者を含む。次条から第九十九条の十三までを除き、以下同じ。）に対し」と、新信用金庫法施行規則第九十九条の八中「第八十五条の四第二項各号」とあるのは「第八十五条の四第二項第一号」とする。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　施行日から改正法附則第二条第四項に規定する政令で定める日までにおける第六条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下この条において「新協同組合金融事業法施行規則」という。）第四条、第百十条の四及び第百十条の八の規定の適用については、新協同組合金融事業法施行規則第四条第五項第二号の三中「以下」とあるのは「第百十条の四第一項、第百十条の七及び第百十条の十一を除き、以下」と、新協同組合金融事業法施行規則第百十条の四第一項中「同条第一項に規定する信用協同組合電子決済等代行業者」とあるのは「信用協同組合電子決済等代行業（法第六条の五の二第二項第一号に掲げる行為（第百十条の二に掲げる行為を除く。）を行う営業をいう。第百十条の七及び第百十条の十一において同じ。）を営む者」と、「第百十条の十六」とあるのは「次項第一号、第百十条の十六」と、「以下同じ」とあるのは「以下この項及び次条から第百十条の十三までにおいて同じ」と、「第六条の五の二第二項各号」とあるのは「第六条の五の三第一項に規定する信用協同組合電子決済等代行業者をいい、法第六条の五の九第六項の規定により信用協同組合電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者を含む。次条から第百十条の十三までを除き、以下同じ。）に対し」と、「第六条の五の二第二項第一号」とする。

府令・省令

内閣府、財務省、厚生労働省、環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第一号

○銀行法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十九号）の施行に伴い、中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年五月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　齋藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　中川　雅治

中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令

内閣府、財務省、厚生労働省、中小企業等協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）	（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）
第三十六条　法第九条の七の五第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する主務省令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。	**第三十六条**　［同上］
一　［略］	一　［同上］
二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。	二　［同上］
［イ・ロ　略］	［イ・ロ　同上］
ハ　農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十	ハ　農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条